

3号認定子どもに係る保育料表

3号認定子どもに係る保育料については下記の表のとおりです。

保育料の決定は、市町村民税額（4月から8月までは前年度分、9月以降は当年度分）に基づき行っています。

各月初日の教育・保育給付認定保護者等の属する世帯の階層区分		月額		
階層区分	定義	3号		
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯	0円	0円	
B	A階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料等の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料等の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	0円	0円	
C1	市町村民税均等割額のみ	ひとり親世帯等	2,250円	2,200円
		上記以外の世帯	8,000円	7,800円
C2	市町村民税所得割額10,000円未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,900円
		上記以外の世帯	9,000円	8,800円
C3	市町村民税所得割額48,600円未満	ひとり親世帯等	4,500円	4,400円
		上記以外の世帯	10,500円	10,300円
D1	市町村民税所得割額57,700円未満	ひとり親世帯等	6,250円	6,100円
		上記以外の世帯	12,500円	12,200円
D2	市町村民税所得割額60,000円未満	ひとり親世帯等	6,250円	6,100円
		上記以外の世帯	12,500円	12,200円
D3	市町村民税所得割額67,000円未満	ひとり親世帯等	7,000円	6,850円
		上記以外の世帯	14,000円	13,700円
D4	市町村民税所得割額77,101円未満	ひとり親世帯等	8,250円	8,100円
		上記以外の世帯	16,500円	16,200円
D5	市町村民税所得割額81,000円未満	16,500円	16,200円	
D6	市町村民税所得割額89,000円未満	22,000円	21,600円	
D7	市町村民税所得割額97,000円未満	27,000円	26,500円	
D8	市町村民税所得割額125,000円未満	31,500円	30,900円	
D9	市町村民税所得割額143,000円未満	36,500円	35,800円	
D10	市町村民税所得割額161,000円未満	41,000円	40,300円	
D11	市町村民税所得割額169,000円未満	44,500円	43,700円	
D12	市町村民税所得割額220,000円未満	49,000円	48,100円	
D13	市町村民税所得割額250,000円未満	51,500円	50,600円	
D14	市町村民税所得割額301,000円未満	52,500円	51,600円	
D15	市町村民税所得割額397,000円未満	54,000円	53,000円	
D16	市町村民税所得割額397,000円以上	55,500円	54,500円	

- この表の「3号」とは、入所児童が入所した日の属する年度の初日における教育・保育給付認定区分をいいます。
- 階層区分の認定は、C1階層については3号認定子どもの保護者又は生計主宰者の祖父母等の市町村民税の均等割の額の合計額とし、C2階層からD16階層については市町村民税の所得割の額の合計額とします。所得割の額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除や外国税額控除などは、適用しないものとします。
- この表の「ひとり親世帯等」は下記に該当する場合をいいます。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に2号認定子ども又は3号認定子どもを扶養しているものの世帯
 - 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者の属する世帯
 - 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児
 - 国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者の属する世帯
- この表の「里親」とは、児童福祉法第6条の4に規定する里親をいいます。
- この表において「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を、「保育短時間」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいいます。
- C1階層からD1階層まで（ひとり親世帯等はD4階層まで）で保護者と生計を一にするきょうだい等がいる場合の保育料については、きょうだい等の年齢にかかわらず下記のとおりです。
 - 最年長のきょうだい等から順に2人目半額、3人目以降0円とします。
 - ひとり親世帯等は、最年長のきょうだい等から順に2人目以降0円とします。
- D2階層（ひとり親世帯等はD5階層）からD16階層までで同一世帯のうち小学校就学前のきょうだい等が特定教育・保育施設等を同時に利用している最年長の子どもから順に2人目半額、3人目以降0円とします。
- 3歳未満児クラスを利用している世帯のうち同一世帯で18歳未満のきょうだい等を3人以上（3歳未満児を1人以上含む場合に限る。）監護し生計を同じにしている場合でその出生の最も早い者から順次に数えて3人目以降の3歳未満児が保育所等を利用している場合、下記の額又は前項の額のいずれか低い額とします。
 - D2階層（ひとり親世帯等はD5階層）からD7階層までは0円とします。
 - D8階層からD14階層までは半額とします。



小規模保育事業所等の保育料は利用する事業所へ納付となります。

尾張旭市役所こども子育て部保育課庶務係 電話0561-76-8147